

きたうら

村の人口と世帯

昭和48年 8 月末日住民基本台帳調
前月比

世帯数	人口	増
11,131	15	
男	5,443	9
女	5,688	6

昭和48年 9 月25日発行 №156号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915—42.49.79



み の り

今月の紙面

- ページ
- 2 真夏の球宴
 - 3 扶養と家庭裁判所
 - 4 変わりゆく農業
 - 8 行方郡美術展覧会

軽やかなエンジンの響きとともに、どんどん刈り取られていく稲。ここの一、二年のうちに、動力稲刈機が急速に普及しはじめ、あちこちの田に赤や青の機体が目につくようになりました。

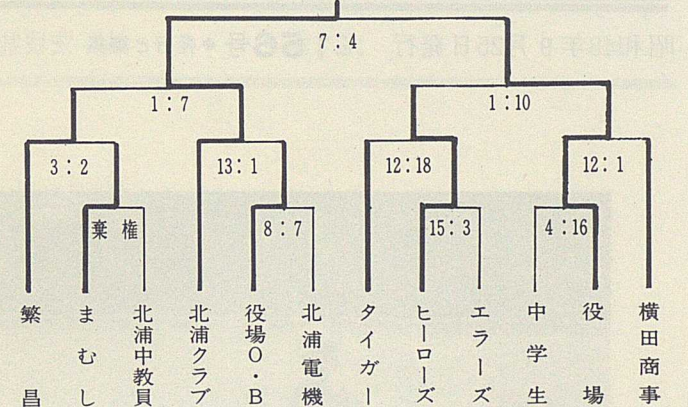
一株一株刈り取っては結束し、掛けられていく稲束。そばでカマトぎをする人。赤とんぼの群れがゆれている黄金の穂波。みりの喜びを腕で収穫した日は、いま一つの思い出としてこの村から過ぎ去ろうとしています。

この純農村地帯にも、時代の移り変わりと、機械化の波がおしよせ、いま農業は一大転換期に立たされています。

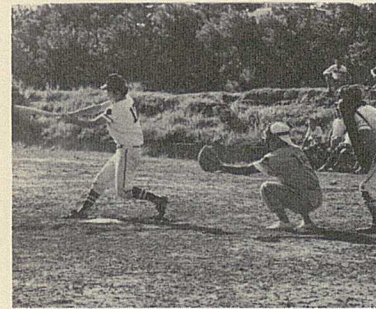
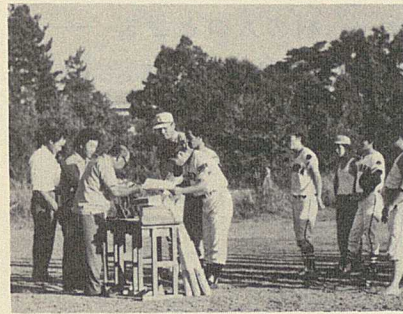
(関連記事 四ページより特集されています。)

成績
及び組合せ

優勝 北浦クラブ
準優勝 役場
三位 ヒーローズ
三位 繁昌



優勝 北浦クラブチーム



決勝戦
先取点をあげる役場チーム

真夏の球宴

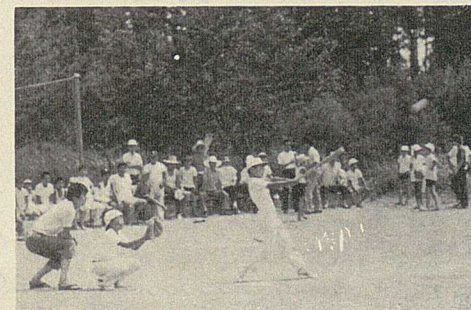
八月二十三日子ども会球技大会が開催されました。北浦中学校グラウンドにおいて行われたソフトボールは、各小学校からの代表五チームによって争われました。リーグ戦で進められたため、休む暇もない試合運びでしたが、どのチームも「目標は優勝」とばかり、最初から元気のいい展開をくりひろげました。お父さんたちも炎天下で、いっしょになって汗だくの応援を送っていました。また一方津澄小学校の屋内体育場では、女子のパンボンの試合が行なわれました。こちらは二十九チームという大所帯。ソフトボールに劣らず、お母さんたちの応援のもとに、チームの名譽を背負っての奮闘でした。そして、八月十九日・二十日の二日間にわたって熱戦をくりひろげた北浦中学校グラウンド。年々参加チームもふえ、今年は十二チームで、北浦村内親睦野球大会が実施されました。技術も向上し、一戦一戦に気迫のこもるプレーを見せてくれました。



ソフトボール
優勝津澄小学校チーム



パンボン
「あつしまった！」



ナイス
クリーンヒット

成績
ソフトボール
優勝 津澄小学校
準優勝 新城小学校
三位 要小学校
パンボン
優勝 若葉子ども会
準優勝 あけぼの子ども会
三位 北浦子ども会

扶養と家庭裁判所

わたしたちは日ごろ、親子・兄弟が互いに助け合っているが、暮らしている。両親が、独立して生活できない未成年の子の養育をしたり、子が社会人として独立して生計を営むようになった後は、今度は子が両親に老後の生活を安らかに送れるよう気を配ったり、成長した兄弟が互いに助け合って生活上の困難を切り抜けていくことなどは、世の中に多く見られることです。

このように、親子・兄弟というような血縁のある者の間には、「他人ではない」という強い連帯感情があり、この連帯感に根ざして血縁のある者の間では、自分の力だけでは生活を維持することができない者がある場合に、生活に余裕のある者が、生活に困っている者を助けることは、古い時代から見られることで、この関係を「扶養」といっています。

このように血縁のある者の間の扶養についても、いつも円満であるとは限らず、親子の間で意見の食い違いなどもあり、年長がどの程度の生活費を分担するかなどについても、兄弟の間で争いが起こることもあります。こうした扶養に関する争いが生じた場合には、原則として、関係する親族間の協議で定めるのですが、協議がまとまらないときには、家庭裁判所に申し立てをして、調停や審判で解決することがあります。

家庭裁判所では、扶養に関する争いについて申し立てがあったときには、できる限り調停で争いを解決するように努めます。扶養に関する問題は、親族全体に、しかも長い間の生活に影響するだけにその取決めは実情に即したものでなければなりませんし、負担が公平で、その方法も無理のない妥当なことが大切です。そこで、家庭裁判所では、関係者の意見、希望などをよく聴くと共に、関係者の地位、職業、年齢、健康状態、家族の構成、収入の程度、生活程度、生活上の関係などあらゆる事情を調査、判断して各人の実情に応じた分担額を定めます。また、扶養の方法についても具体的な生活状態に応じた方法が考えられます。つまり、家庭裁判所における扶養の取決めは、負担額が適正なものであると同時に、その方法も親族各人の生活の実情に即した、自然で無理のないものであるように、常に十分な注意が払われているわけなのです。

交通指導車を購入

このたびは、増加の一途をたどる交通事故対策の一環として写真のような交通指導車を購入しました。

これからは、この車をフルに利用して、みなさんの交通の指導にあたり、村内のパトロールにあたります。



戦没者の妻及び父母等の
特別給付金の継続支給について

このたびの戦没者の妻に対する特別給付金支給法の改正により、前回(昭和三十八年四月一日)においての特別給付金を受ける権利を取得した日から、一〇年を経過した日(昭和四十八年四月一日)において、公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有するものに、六〇万円、一〇年償還の国債が継続支給されることになりました。

また、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法も改正され、前回(昭和四十二年四月一日)においての特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日

お子様のことなら
家庭児童相談室へ

毎月第3日曜日は
家庭の日です

忙しい仕事に追われる毎日ですが、からだを休め、心をいやす「こいの場」、これが家庭です。

こどもさんのことについては、何かと心配が多いものです。どんなことでも相談にのりますので、一度出かけてみてください。

例えば相談内容として

- (1) こどもを取りまく環境について育て方・家庭教育やしつけ・学校での生活(学校がいらい)
- (2) 性格面について勉強をしない・わがままで困る
- (3) 心身に障害のあるお子様について

などいろいろあります。

※所在 鉦田町

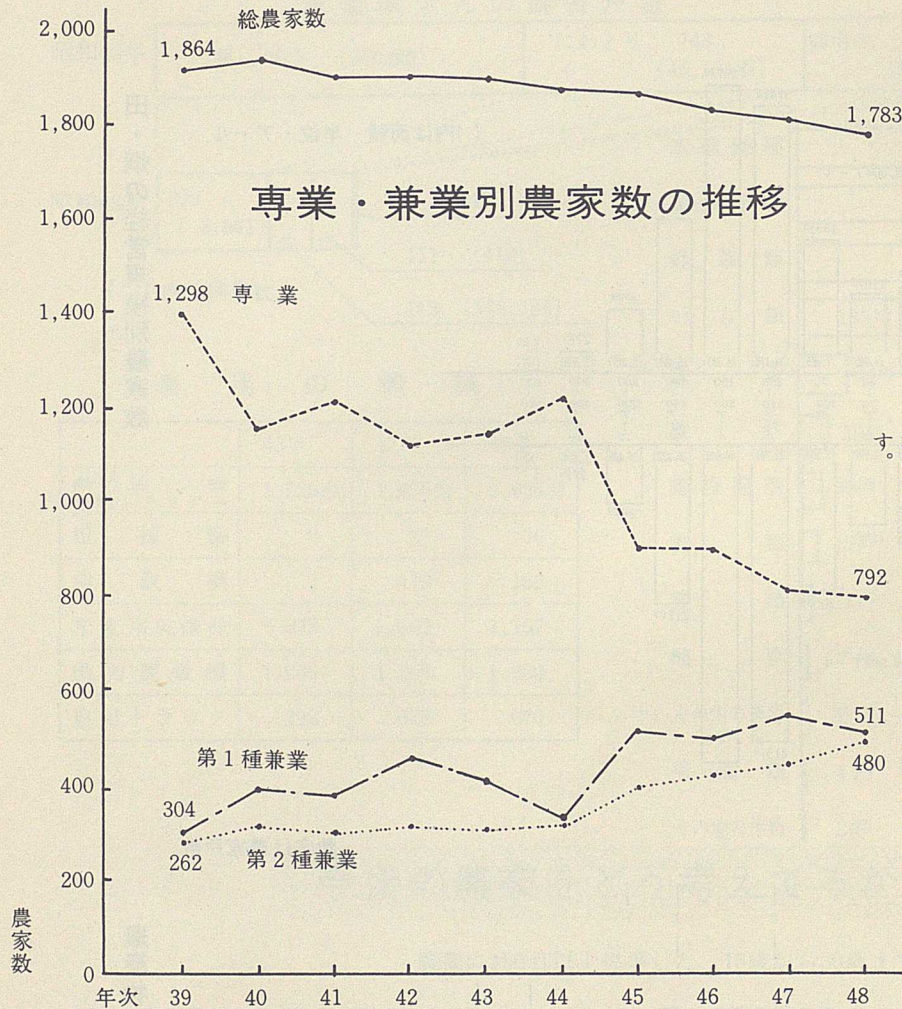
※相談日 鉦田生活福祉事務所内
日曜日から土曜日まで
(土曜日は正午まで)

※費用 無料

目でみる北浦村

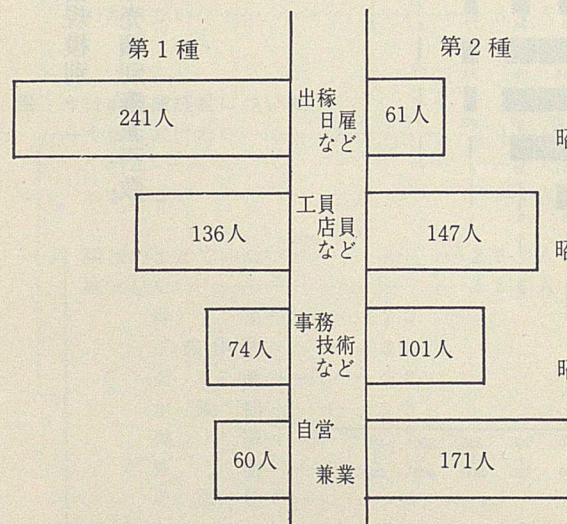
変り

専業・兼業別農家数の推移

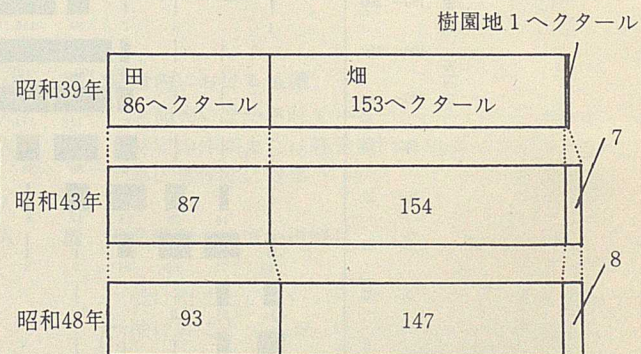


今年の二月一日現在で行ないました、農業基本調査の結果がまとまりましたので、主要な点についてグラフや表などをもってあらわしました。
急激な変化をみせる社会情勢の中にあつて、農業もまた、その姿を大きくかえつつあります。
純農村であり、耕地面積は保持しながらも、減りつづける専業農家と反面増えつづける兼業農家、離農する人口とともに、後継者不足の悩み、そして機械を導入した農業の大型化など大きな問題をかかえています。

家として主な兼業種類別農家数



経営耕地面積の推移

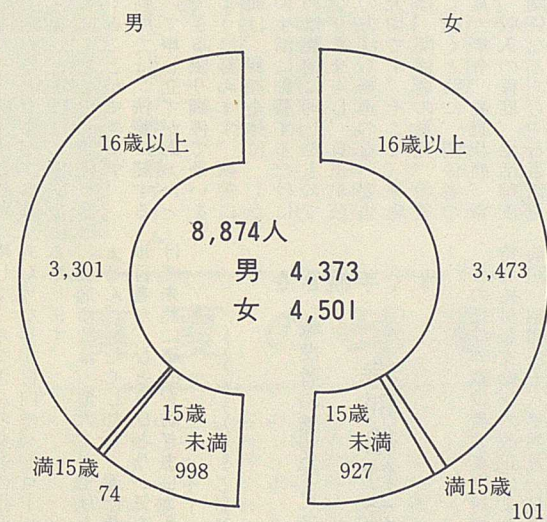


ゆく農業

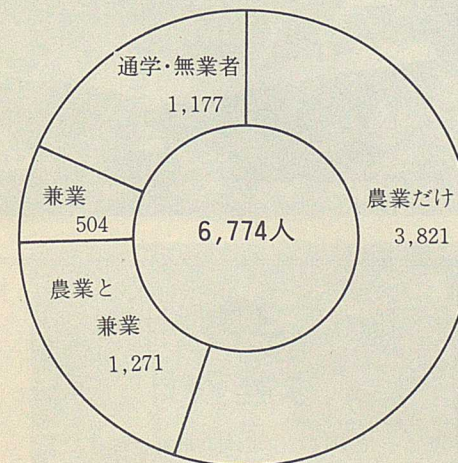
昭和48年2月1日現在の世帯数及び人口

	総 数	農 家 数
世 帯 数	2,311	1,783 (77.2%)
人 口	10,757	8,874 (82.5%)

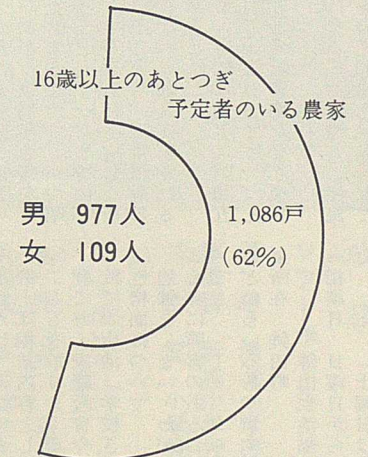
農 家 の 人 口



満16歳以上の就業状態

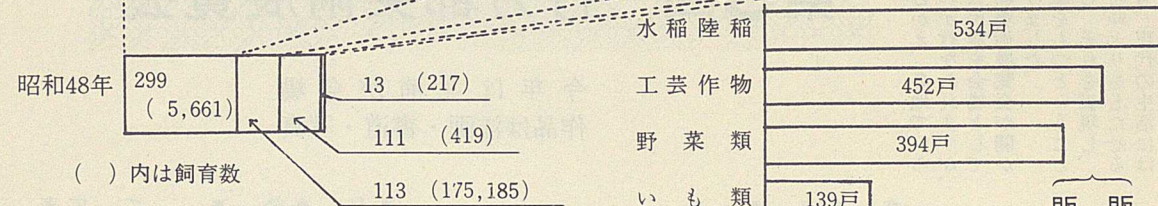


あとつぎ予定者の状況



家畜家さんの飼育戸数

昭和43年	豚 975 (6402頭)	にわとり 743 (46,124羽)	肉用牛 439 (516頭)	乳牛89 (286頭)
-------	---------------	--------------------	----------------	-------------



農用の機械

	43年	47年	48年
動力耕うん機 乗用トラクター	1,520台	1,958台	1,696台
田植機	0	21	36
刈取機	3	118	186
米麦用乾燥機	873	1,163	1,167
動力脱穀機	1,246	1,268	1,280
農用トラック	298	528	670

今後の農業をどう考えてるか

農業に150日以上従事した、16歳から30歳までのかたが対象です。

■ 農業経営のやりがいについて

感じている	304人
感じている	49人
わからない	134人

■ 今後の農業経営について

今後も続けたい	399人
やめたい	7人
わからない	81人

現状のままでいたい	252人
拡大したい	136人

野菜	70
工芸作物	32
畜産	20
水陸稲	3
養蚕	2
果樹	1
その他	8

縮小したい 11人

■ 農業経験年数

0～3年未満	91人
3年～5年未満	99人
5年～10年未満	215人
10年以上	63人

■ 経営内における位置

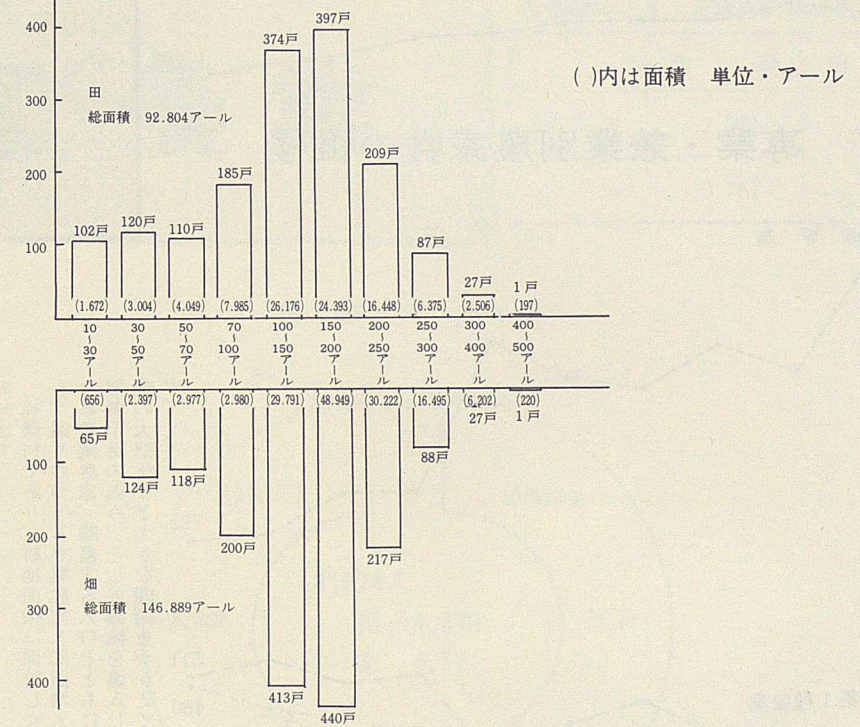
全面的にまかされている	86人
特定の作業または経営部門の担当	136人
単に農作業に従事	265人

■ 農業関係の研修や講習について

受けたことがない	256人
受けたことがある	252人

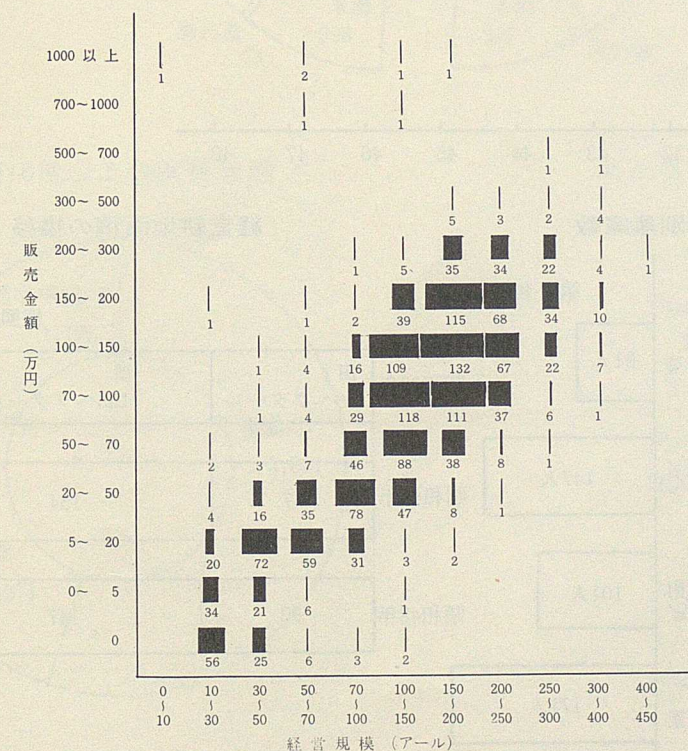
先進地農家へ留学研修	55人
県・市町村主催の講習	108人
その他	89人

販売順位一位の農産物種類別農家数
(ともに同数)



田・畑の経営規模別農家数

数字は農家戸数



農産物の経営規模別
販売額別農家戸数

あなたも応募してください

第3回 行方郡美術展覧会

今年は北浦が会場
作品は洋画・書道・写真

表してみませんか。ふるって、ご応募ください。展覧会の要領は次のようになっています。

行方郡美術展覧会要領

- 主催 行方郡町村会・行方郡地教委連 絡協議会・北浦村公民館・他五
- 会 期 昭和48年12月3日(日)から12月9日(日)までの7日間
- 種 目
 - 第一部 洋画 五〇号以内一〇号まで。
 - (油彩・水彩・パステル)
 - 第二部 書道 縦二、一二m(七尺)、横〇、六一m(二尺)以内。
 - 第三部 写真 四ツ切または半切(カラーの場合も同じ)
- ※小・中の部は別に定めます。
- 会場 北浦村公民館
- 搬入期日 11月29日午前9時から午後4時まで。
- 搬入場所 北浦村公民館
- 出品
 - (1) 行方郡民・行方郡出身者及びこれに準じて行方郡に関係があり、特に主催側で認めたもの。(ただし高校生以上)
 - (2) 出品作品は、自己の製作したもので未発表のものに限る。故人の製作したものは、その相続人において出品することが出来る。
 - (3) 出品する作品は一人二点以内とする。
- (4) 同一意匠でない数個の作品で一個に合装したものは、一点とみなす。
- (5) 第一部の作品は額面とし、わく・縁を付する等出品者において適当に装飾設備すること。
- (6) 第二部は、表装し、釈丈を添付すること。
- (7) 第三部は、額入またはパネル張りとする。
- 手数料
 - 出品手数料は、一点五〇〇円とする。
- 搬入
 - (1) 出品しようとするものは、別に定める様式の申込書とともに作品を北浦村公民館内の受付に提示してください。
 - (2) 出品を受理したときは、受領証を交付します。
 - (3) 陳列した作品は、会期中撤回することができません。ただし主催者の承認があった場合はこの限りでない。
- 鑑査審査
 - 鑑査の結果、入選作品を陳列して優秀作品に対しては賞を与えます。
- 搬出
 - 陳列作品は、展示会終了後直ちに搬出すること。期限をすぎたものについては責任は負わない。
- 郡展事務局 北浦村教育委員会内
- ※以上のような要領ですが、なお細部については教育委員会 ☎二九三番へお問い合わせください。
- 会期中の時間は(午前九時から午後四時まで。ただし最終日は午後三時まで)

県税を自主的に納めましょう

『自主納税モデル村』に指定

四十八年度より、北浦村が、納税者の皆さんに県の税金を自主的に納めていただく「自主納税モデル村」に選定されました。これは、近年課税件数の著しい増加に伴い、従来行なってきた戸別訪問による徴収を全面的に廃止して、納税者のみなさんに、県税に対する深いご理解とご協力による自主的な納税を期待しております。

県税には、自動車税・自動車取得税・事業税・不動産取得税・料理飲食等消費税などその他いろいろありますが、必ず納期限までに最寄りの郵便局・銀行・信用金庫・農協・役場または直接、県税事務所に納付してください。

なお県税についての質問は、お気軽にご相談ください。

茨城県麻生県税事務所
麻生町富田一九八番地
☎麻生二一〇七七(代)

農協本所完成



今年の一月に着工し建築中だった農協本所が、山田地内のパイパス通りに完成し、九月二十四日竣工式が行なわれ、事務を開始しました。

今までは、合併しながらも、その事務所がないため、何かと不便をかけていましたが、これでもって、今後は文字どおり北浦村の農業のリーダーとして、その真価を発揮してもらうとともに、皆さんに利用していただきたいと思っています。

訂

正

「経営耕地面積の推移」の欄を次のように訂正します。

昭和39年	田 862ヘクタール	畑 1,533ヘクタール	樹園地53 ヘクタール
昭和43年	865	1,541	70
昭和48年	867	1,468	81

(田には、陸田が含まれています。)